

第12回「設楽ダム連続公開講座」運営チーム会議 会議録

開催日：平成25年3月30日（土）

場 所：愛知県東三河総合庁舎（大会議室）

（戸田土地水資源課長）

それでは定刻になりましたので、ただいまから第12回設楽ダム連続公開講座運営チーム会議を開催させていただきます。

本日は土曜日の開催ということでございますけれども委員の皆様方、また傍聴者の皆様方にもお集まりいただきましてありがとうございます。

それでは会議の取り回しにつきまして、運営チームのリーダーである戸田先生にお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

（戸田リーダー）

みなさん、おはようございます。土曜日ですが今日は委員の皆さん、また、フロアの皆さんがご出席され、また、事務局の皆さんご協力ありがとうございます。

それでは、始めて参りたいと思いますが、第4回のセミナーが2月の11日に、1か月以上以前になります。その後ですね、皆さんご承知のことかと思いますが、国交省の検証の場、第5回の会議が開催されて総合評価の素案ということが示されたということが、その間の変化といいますか状況としてございました。

そういうこともございますので、今日は議題を見ていただきますと、次第、次第ですね、次第を見ていただきますと、6点の次第を挙げております。

1番に第11回運営チーム会議の確認についてということで、これは、毎回のことでありますが前回の会議の確認を行います。

それから2にですね、国の検証の場に関する対応についてということで、国交省から出された検証、素案、これについてどのような対応であったのか、あるいはこれからのスケジュールがどのようなものであるのか、あわせて本会議との関連をどのように考えるのか、ということ議論したいというふうに考えています。

3点目に、第4回のこのとよがわ流域県民セミナーのまとめについてということであります。これは今申し上げた2月の11日のセミナーのまとめです。

それから、4、5につきましては、これは、これからの展開ということになりますが、4で第5回のとよがわ流域県民セミナーについてということでありまして、

そして5で第6回のとよがわ流域県民セミナーについてというふうに今日の組み立てを組んでいます。

進め方なんです、小島顧問が所用で少し遅れられますので、2につきましては少し今後のこと、あるいはこれは何だということもありますので、小島顧問がお越しになっ

てからということで、少し後ろの方に議題を送りたいと思います。

それでは第1の議題ですね。第11回運営チーム会議の確認についてということで、資料1をご覧になってください。

議論出来たことということでありますが、まず最初に第4回セミナーについてということで、質問シートと振り返りシートの取り扱いということについてということでもあります。

質問シートについては第3回、前回ですね、と同じく記名したもののみを取り上げることにするという事です。

それから振り返りシートについては無記名でも可とする。というのはどこから来たかとか、何回目であるとかですね、そういうような情報を発信するというのがセミナーの大きな目的ですから、記名にするとどうも回収率が悪いということがありましたので、この振り返りシートについては無記名でも可とする。ただし、回答をするということとして、これについては記名したもののみにするという事としております。

それから、第5回のセミナーについてということですが、これは今日の議題の4になりますが、5月の18日に河川の環境についてのセミナーを行うということでもあります。

新城の文化会館ですね。これはまた後ほど詳細、またあるいは追加事項があれば、ご担当の委員からご説明いただきたいというふうに思います。

それからその次ですね、第6回以降のテーマについてということですが、第6回のテーマは利水と流水の正常化、これを一体的に行う方向で調整をするということでした。

で、今日は議題の4になるんですが起案されたものがございます。この担当は、井上委員と小島顧問でありました。

これについては6回に書いてありますが、1回なのか1回で済まないのかということについても議論の対象であったと思います。

それから、第7回のテーマは治水ということで、いわゆる安全ということを考えようということでありました。

これについては富永委員と原田委員のご担当ということで、蔵治委員が先回はお休みということでしたので、蔵治委員を含めた担当ということもあり得るということで、それは担当については残った委員でということでございます。

運営チーム会議についてということですが、3月に開催する。今日のことですね、3月30日ということです、それから、これは最後でも言うかもしれませんが、当初は4月の22日に次回を開催したいということ为先回の会議の時にそういう話になりました。

その後、各委員間の予定の調整がありまして、4月の15日に次回を開催しようという予定となっています。

また、会場等については一番最後の議題のところ事務局からご説明いただきたいと思いますがよろしく申し上げます。

それでは、以上で議題の1については、このような内容になりますが、各委員から何かご意見ありませんでしょうか。

(蔵治委員)

まず初めに、私この第11回運営チーム会議を欠席、急に欠席してしまったことをお詫び申し上げたいと思います。ちょっとインフルエンザになってしまいまして、自ら高熱であることもそうですが周りの方につつしてしまうことも許されませんので、やむを得ず欠席させていただきました。

それで、今、ご説明いただいたことに関して異議を申し立てられるような立場ではございませんけれども、一応、確認だけさせていただきたいと思うのは、今のリーダーご説明の中で、第6回のことについてご担当のお二人が決まり、利水と流水の正常化を一体で取り扱うということでしたけど、ちょっとその結論が良く分らなかったんですが、利水と流水の正常化を一体的に取り扱うと決定したという訳ではないんですよ。

利水と流水の正常化という、ちょっと纏まりでそれを何回に分けるかということはまだ議論中だと理解してよろしいでしょうか。

(戸田リーダー)

はい、私の認識もそういうことです。

(蔵治委員)

分かりました、ありがとうございます。

(戸田リーダー)

えっと、1回では多分出来ないんじゃないかということでありまして、ご担当がお二人で検討いただくということです。

(井上委員)

ただ、当時のようなところから情勢も変わってきてますので、かなり内容が変わってきてます。それはまた第6回の素案で説明させていただきたいと思います。

(戸田リーダー)

他、よろしいでしょうか。もし会場から何かご意見あれば・・・よろしいですか。では個別の、あっ、はい。マイクを。

(傍聴者)

すいません、設楽町の伊奈です。第6回以降のテーマで利水と流水の正常化を一体化

に取り扱うということになったということですのでけれども、設楽ダムについては利水というのが一番メインになっていると思うんですね。

特ダム法による多目的ダムというのは、工業用水、発電、水道水のどれかを一つ、この場合だと農業用水と関係なく、いわゆる水道水、これがこのダムのメインの目的だったところなんです、その辺のところは本当にこれでいいのかわちゅうことを時間を掛けてじっくりやっていただきたい。これがまず一つ。

流水の正常化なんていうのは利水とはちょっと意味が違うので、これはむしろあの、国土交通省は自然に優しいダムだと言っていますが、いわゆる環境問題を入れ込んだようなダムですので、これを一緒に扱うのではなく出来ればそれぞれ分けて、深みのある話し合いをしていただけたらありがたいなと思います。

(戸田リーダー)

はい、あの、またそれは6回、議題6で扱うと思いますが、扱いますが、基本的には前回の議論でも性質がちょっと違うんじゃないかということで、一体的にと言うのは一回でやるということではなくて、今の蔵治委員のご質問どおりですが、分けて多分やられることになるとと思いますが、また次の議題のところでは具体的に議論いただけるというふうに思います。よろしいでしょうか、はい。

それでは、議題を進めたいと思いますが、次に議案2は小島顧問が来られてからにした方がいいかと思いますが、議題の3、第4回とよがわ流域県民セミナーまとめについてということになります。

第4回につきましては私と小島顧問が担当でありますので、私から報告をさせていただきます。

資料がですね、資料3になります。資料3で相当量があると思いますが、内容としましては資料3はですね色の付いた参考資料というのがあります。

これは参加者の分析ですね、どのようなところから来られたのかということ。それから地域別に見たり、あるいは理解度とか認知度、年齢別、そういったようなことが、まとめられております。

これについては事務局から後で報告いただきたいところですが、それから他にですね、質問シートと振り返りシートという2つのシートについての回答があります。

これについてはまた私から後でご報告をしたいと思いますが、順番がですね、じゃあ参考資料が上に置いてありますから事務局から説明していただけますか。

(事務局)

リーダーよろしいですか、すいません。

私がお話ししようと思ったことをリーダーがほとんど言われてしまいましたので・・・事務局の加藤と申します。

今私から簡単にご報告しようと思ったことをリーダーがご報告されてしまいましたので、私のしゃべることがほとんど無くなってしまったのですが、最初の方の資料はですね参加者の分析ということになってございます。縦型にしてありまして2枚になってございます。これは第1回から第2回、2枚目に行きまして第3回から第4回という形ですね、順次追加をさせていただいております。

なお、前回ご指摘をいただき、色を合わせてという形で修正させていただいております。

まあ、参加者といたしましては1回目と3回目は東三河地区で、2回目と4回目は名古屋地区でという形で開催をさせていただいております、まあ、やはり名古屋地区でやる場合には名古屋の方の参加が多少増えるというような形になっているのかなということでございます。

もう一つ行きますと今度はA4、横長のもの。これは第4回ですね、振り返りシートをご提出いただいた方の分析という形になってございます。

全体で104名のうち、そのうち60名の方から振り返りシートをご提出いただいているという形でございます、その中身について分析した形になってございます。

先ほどの議題1のところですね、ございますように無記名でもという形でございます、今回この60名ですね、提出をいただいておりますけれども、私共数えると29名の方が無記名だという形でございます。

中身については簡単ではございますけれども、以上でございます。

(戸田リーダー)

もう少し内容を説明していただいても良かったと思うのですが。えっと、資料の頭の方はですねエリアですので、エリアはさっきお話があったとおりです。

先回、第4回は名古屋で開催されましたが、税と投資効果というようなことでセミナーは開催されまして、第4回の構成を見ますとレジユメの下ですね、エリア別参加者というのが、名古屋が4割、東三河が4割大体同じような、名古屋と東三河と同じような比率になっております。

それは第2回のおきも、大体そんな感じですね。名古屋で開催してる時には4割4割。で、東三河で開催した時は東三河が7割、6～7割。そういうような構造であります。ということかと思えます。

それから振り返りシートの方を見ていただきますと、104の参加者中、30名は無記名であったということではありますが、無記名をどうするかということこれからありますけれども、60名についての分析結果が出ているということでもあります。

で、ポイントは下の方だと思いますが、年代別には見てみますと、やはりあの30代以下というのが少ないということですね。

テーマが少し堅めのテーマだったということがあるのかもしれませんが、30

代という若い方が少ない。で、60代以上が半数をかなり上回っているというのが状況であります。

それから、理解度のところを見ていただきますと、良く知ってるという方が4割強ですね。それから大体知ってるというのが32%ということです。

本セミナーの意図としましてはなるべく、情報をこのご存じでない方に知らせるという観点にあると思いますが、それから見ますと大体知っているというところから考えるとすれば半分と少し超えてるということになります。

ほとんど知らないという方以降は、非常にパーセンテージとしては少ないということになります。

それから理解度ですが、これにつきましては「深まった」というのが全体の人の8割を超えていますね、85%くらいが深まったと。で、かなり深まったと、大変深まったを入れますと、これ半分50%ということでもありますから、まあ、そういう点で、理解をしていただくという点においては来られた方に理解をしていただくという点においては、効果があったというふうに言うことができるのではないかと思います。

それでは次にですね、質問シートと振り返りシートです。

まず、質問シートにつきましては、現段階では森委員と伊藤委員ですが、森委員から回答が寄せられております。

それで、ちょっとページ数が振ってないですが、これなかなか多量の質問でもありますが大体はお答えをいただいております。

それで、内容を今日一つ一つ見ていくことは出来ませんが、森先生の、あ、講師ですね、森講師の答えてるところ、答えてないところというふうにあります。

それから、特にお答えいただかなかった所は無いというふうに思いますが、まあ、少し質問が、講師が答えられる範囲を超えているようなところがありますから、それについては回答出来ないという旨のことは書かれておりますが。

あの全問ですね、質問いただいたところについては、無記名のものはお答えさせていただいてないですが、それ以外のものは、全部記載されています。

で、後半に伊藤講師に関する質問、これは今回答がまだ来ておりませんので入っておりますが寄せられた質問、出された質問は全部そこに記載をしているというふうに、今しております。

今日、見ていただいて、各委員見ていただいてですね、これは順次掲載、ホームページに掲載していくということですので、よろしければ伊藤先生のものについてはお願いして、森先生のものについてはこれをホームページの方に掲載をしていくというふうにしたいと思います。

で、次に振り返りシートです。振り返りシートにつきましては、A3の縦ですが、振り返りシートは回答としては大きく3種類の回答がありますね。

この委員会として、運営チームとして回答するもの。それから、講師の2人が回答す

るもの。この3種類に分かれます。

それから、回答の対象ですが、回答の対象としましては、まず名前が書かれていないものについては、これは回答の対象ではない。ということであります。

名前の書き方も色々あるんですが、それは第4回的时候に名前を明確に決めておりませんでしたので、フルネームでないものもこれはありました。

で、しかし今回ですね、名前を書いているものは対象というふうにいたしました。これ1点です。

もう1点は、これは振り返りシートですので、第4回セミナーに関する内容のものを対象にするということです。

で、それ以前のもので、3回とか2回とか、あるいは運営チーム会議そのものに関する質問的な内容、それについては回答の対象としておりません

で、一応ですね、原案を作成しまして、各委員にチーム会議が回答する内容のものについては、各委員に了承といたしますか、ご意見をいただく形で掲載の方向となっております。

ただ、追加いただくこともあろうかと思えますから、少し見ていただいて追加いただくことがあれば追加していただければ、というふうに思います。

それから、各委員につきましては、あっ、ごめんなさい。各講師につきましては現段階で、やはり森先生からは既に回答が来ておりますので掲載しております。

で、振り返りシートの中で回答されない、回答をしないということは講師の方で選ばれるということになっておりますので、講師が回答しないところは空欄となっております。ただし、振り返りシートは全面公開、えー、先の条件をクリアしたものは公開ということになっておりますので、回答が無いものにつきましても掲載をしております。

で、伊藤先生につきましては現在のところ、まだ回答というものがありませんので、それについては掲載をされていないということでもあります。

で、振り返りシートにつきましても順次公開をしていきたいというふうに思いますので、今日見ていただいて、今日見ていただいてといいますか、各委員は、既にご覧になっていると思いますのでご意見を出していただいて、公開というふうにしてきたいというふうに思います。

1点事務局から、事務局といいますか委員会からということですね、1ページ目の中程で、ダム情報に関して適正な何かいい情報は無いでしょうかというところが空欄になっておりますので、各委員ですね「こういうのがあるよ」ということあれば、公開までにご連絡をいただければというふうに思います。

第4回については以上ですが、各委員からご意見ありますでしょうか。それから、これからの振り返りシートあるいは質問シートの取扱いについても考えていただきたいと思いますが。

基本的には、質問シート及び振り返りシートについては先回のとおりですが、今申し

上げたとおりで、記名をしていただくものについては回答対象である。記名は次回からフルネームということでお願いをしたいと思います。

それから、その当日の講演に対しての質問ということになりますから、事前のものをこれに貼られるというのは、いささかその対応が異なるというふうに思いますので、手書きでお願いしたいという、手書きというふうにしたい。と思います。

もちろん対象としては、これは記載しておりません。その回のセミナーについての内容ということになるかと思えます。どうでしょうか、各委員から意見ございませんか。もし無ければ会場からのご意見。はい、じゃあどうぞ。

(傍聴者)

設楽町の伊奈ですが、参加された方の分析結果が載っておりますけれども、それ見ますと、1回目2回目3回目4回目とどんどん参加者の数が減っておる。

最初は136名だったけど、第4回目は104名。で、たくさんの人に参加していただいておりますというのが目的なのに、数が減ってってしまうというのはどういうことか。何か阻害があるのかな。

ちょっと私考えるのは、参加する者が参加申込をしなきゃならんという措置が、壁がある。丁度時間が出来たから行こうかなと思っても、予約していないんで行けないんじゃないかと、そういう風に思ってしまうので、どっちみち今日でもそうですが、ガラガラに空いている訳ですから、申し込みをせずに直接観覧出来るような形をとっていただきたい。これが一つです。仮に席が無かったら立ち見でもいいから、それ位人が集まってくれる期待をしてですね、参加申込をメールで送らなきゃならんというこの形を変えていただきたいということです。

それから二つ目に、地域別に見るとですね、情報が上手く行ってないところがあるんじゃないかと思うんですね。

田原市を例にとりますと、田原市は第1回目は7%ありました。その後をみると、全て1%。1%ということは100人の1%だから、1人ということですね。1人来とるだけなんです。前回あの、ダム事務所の方が開いた「住民の声を聞く会」私、実は田原の会場に行きました。

6時半に始まったんですが、意見発表はたった一人。6時42分で終わりました。たった12分で会が終わってしまった。だから、田原の人からも私のところに入ってくる情報だと「そういう会を開くことを知らなかった」という方ばかりです。

もう少しですね少ないところ、参加者の少ないところへは、重点的にたくさん出てくださいような働き掛けをしていただきたいと思います。

たった1名の方、これ恐らく同じ人が出てる。だから、ほとんど伝わってない。で、田原市は特に農業用水に関しては非常にですねダムと関係あるところなんです。全くそういう人達が関心を持ってくれないということは、私は主催者としてちょっと怠慢

ではないかと思しますので、是非こういう方たちが参加出来るような配慮をお願いしたいと。以上です。

(戸田リーダー)

はい、ありがとうございました。他にございますか。はい、どうぞ。マイク使っていただけますか。

(傍聴者)

第4回の振り返りシートのうち「ご感想、ご意見、講座の運営へのご意見については、運営チームで整理し、愛知県ホームページにて公開します。」というふうに書いてあるので、何かいろいろ条件を付けるのは第5回からなのかなあとと思いますが、第4回に来たご感想、ご意見、講座へのご意見については、どういう形であれホームページに公開するのが良くなるんじゃないかなと思うんですが。

(戸田リーダー)

第4回についてですね、はい。第4回については公開をするというふうに思いますが、第4回に関するものですね。第4回以前のものについては、振り返りシートの範囲を超えますので。

(傍聴者)

ということは「第4回の」というふうに書いてあるのでしょうか、振り返りシートに。公開することの条件に「第4回に限る」というふうに書いてあるとは思えないんですけれども。

(戸田リーダー)

すいません、お名前を。

(傍聴者)

愛知県の藤兼です。

(戸田リーダー)

藤兼さん、はい。一応前提として第4回に関することと。そうしないと、どんどんどんどん広がってしまいますので、その回の振り返り、そういうふうで大前提、そういうふうを考えているということですが。表記が不十分だということでしょうか。はい、どうぞ。

(傍聴者)

その回に限って公開するとは書いてないので、書いてあればその時の振り返りシートは全て公開すべきだと思いますから、それをこう削除するのはセンサーが掛かっていないかなと思うんですけど。

(戸田リーダー)

各委員どうでしょうか。

(蔵治委員)

第4回の時に口頭で説明があったかどうかということも関係あるのかなと思います。

(戸田リーダー)

藤兼さんのおっしゃるのは、第4回の時の説明書には無かったんじゃないか、そういうことですね。

(傍聴者)

はい。

(戸田リーダー)

であるから、その全て、要するに私が説明したことの第4回以前の内容についても公開をすべきではないかと。

(傍聴者)

第4回の振り返りシートに書かれていることは公開すべきだと、第4回。第5回からは何か制限が掛かるのであれば。

(戸田リーダー)

なるほどね。それが、意思不徹底だということですね。どうでしょうか、やっぱり考え方にもよるところだと思いますが。各委員からはどうですか、はい。

(井上委員)

それについては何回かこの会議でも議論していると思うんですが、まずは中傷するような、人を傷つけるようなそういう内容については「公開」と言っても公開しないということは大前提としてあるなあというふうに思ってます。

で、それからあとは前のものについてなんですけども、確かに振り返りシートには書

いてなかったんで前回の議題でも議論していて、その第4回セミナーの前の運営チーム会議で少し議論していて、その時には、その時の振り返りシート、その時のセミナーに対する振り返りシートは、その時のセミナーに対することを書いてもらいましょうということで合意がこの中でも言われていたんじゃないかなというふうに思っていますけど。

(戸田リーダー)

はい、どうぞ。

(傍聴者)

それは運営チーム会議で言っても、会場に来る人は分からないんじゃないでしょうか。

(戸田リーダー)

第5回以降はそれを明記しましょうという状態ですね。で、第4回をどう取り扱うのかということですね、おっしゃってるのは。

(蔵治委員)

私の理解では、第3回も第2回も第1回もですね、振り返りシートの取り扱いというのは、担当の委員の方のご意向で決めていただいていると思いますので、その都度違うと思うんですけど、第3回も、私は第3回担当しましたが、第3回もホッチキス止めの非常に分厚いものとかもあったんですけど、そういうものは公開しないと判断をさせていただいていますので、戸田リーダーと小島顧問のご担当ですから、ご担当の判断で差し支えないと思いますけど。

(戸田リーダー)

はい、どうぞ。

(傍聴者)

こうやって公開を非常に大事にしてやっている会議なのに、振り返りシートを集めて、それを半ば恣意的に、元々書いてあるんだったらいいんですけどもそういうアナウンスも無く、県民から意見をまとめてそれを一部出さない。そこに「ホームページに公開する」って書いてあるのに出さないというのは、運営まで公開してやってるのにどういうことなんだろうなと思いますけど。

(戸田リーダー)

担当委員が私と小島顧問2人ですので、今のことについてちょっとお待ち下さい。小

島顧問が見えてから少し相談して、後で回答したいと思います。

はい、どうぞ。

(蔵治委員)

ちょっと引っ掛かるのは、今「恣意的」ということをおっしゃったんですけども、私ども愛知県から委嘱を受けて専門家というか、チームということでやらせていただいている、私どもは相談の上でこういう公開の場で議論をして色んなこと判断して決めていって運営している訳ですよ。

その私ども決めていることが「恣意的だ」というふうに今おっしゃられるように感じたんですけども、愛知県が選んだ我々がやってることが「恣意的だ」と批判されるというのはですね、ちょっと理解しかねるように思うんですが。

(井上委員)

ここへ来ていただいた時に、担当の人は、これは県の職員としての参加ですけども、それ以外の人は、どういう職業であろうとそれがここで発言されることについては問題無いという話ではないかと。

皆さん設楽、この豊川流域のことを考えて、それを良くするためにはどうすればいいかというこういうセミナーの趣旨を理解していただいて、わざわざ運営チームの会議も参加していただいて発表してきていただいているんですから、そういう意見についても尊重して行って、それでこちらが取り上げる取り上げないは、それは運営チームで決めることですけども、発言していただくことに関しては何ら制限を設けないというのがこの会の趣旨ですので、発言をするのはその内容についても、それを考えていけばいいことではないでしょうか。

(戸田リーダー)

論点は一つだというふうに思うんですが、第4回の提示した内容について、それ以前のものを公開しないというものが無かった。と言うことですよ。そのことを過去も含めてどういうふうに扱っていたかということ、少しこれは2人担当ですので、後で小島顧問が来られてから少し相談をしてそれで答えたいというふうに思います。

一応この件についてはそういうふうにさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。後でいずれにしてもお答えいたします、お願いします。

参加者が減っているという点については、そうですね減っております。約30名減っておりますから、それについては出来るだけ来てもらえるよう、確かに部分的な場所のこともありますので、それについても対応出来るように事務局の協力によるところもありますけど、留意したいと思います。

もうひとつぐらいで終わりにしたいと思います、お願いします。

(傍聴者)

新城の太田と言います。今度の会場が新城文化会館ということで、ダム直下の市になるものですからいろいろ講座を聴いて貰いたいという思いが強い訳ですが、今までの参加者を見ますと新城市の参加者が少ない訳ですが、広報によってだいぶ違うと思いますが、ほとんど市民、こういう講座が開かれているということが知られていないので、出来ればこのチラシを市の方にある程度配布していただくように手配していただくと有り難いなあと 생각합니다。

もう一点は、新城文化会館は和室もありますし託児も可能だと思いますので、それもこのチラシの中に入れていただければ、そうしたら子供さんが居る方も参加出来るのかなあと 思いますので、よろしく願いいたします。

(戸田リーダー)

はい、ありがとうございます。これについては次の議題のところでも取り扱いたいと思います。

もう一点、申し込み無しで参加出来れば参加者が増えるのではないかという意見がございました。これについてはいかがですか。主としてこれは事務局ですね。

(事務局)

すみません、事務局の加藤と申します。

第1回の講座を始める時に実は申し込みをするかどうかということで私どもの方と委員の方とお話しをさせていただいて、事前申し込みをするという形で取り扱わせていただきましたので、その内容を実は踏襲しているという形でございます。

要は何人位お見えになるかということで会場の都合もありますので、会場はある程度大きなところを取ってございますので、多分溢れることはないであろうと想定しておりますけれども、何人位お見えになるか分からないということと、資料印刷をどれ位にするかという目安にするということで事前に申し込みをいただくということで第一回を始めるときに決めさせていただいたと私どもは考えております。

当然、事前申し込み無しでも会場に空きがあればその場で今までずっと1回から4回までも入場をお断りしたことはございませんので、事前申し込み無しでも当然入っていただいております。

(傍聴者)

それを入れといてください。

(事務局)

事前申し込み無しで入れるということを事前には言わないということで取り決めをしま

したので、それは入れる予定はありません。

(戸田リーダー)

ご意見多いと思いますが、何かこう両方兼ねれる様なことがあると非常にいいと思うんですが、何かいい案は無いですか。原田さんこういうことはご専門じゃない。

(原田委員)

私、今ここに一言ね、当日も大丈夫ですよというコメントを入れた方がいいかなと思ったけど、今、加藤さん、そういう取り決めがありましたでしょうか。

(井上委員)

委員で付けたんで、それは変えれば・・・。

(原田委員)

じゃあ、変えればいいんですね。じゃあ一言載せましょうよ。

(傍聴者)

すいません、今までと現状がね、やってみて現実に減ってる訳ですよ。

あっ、すいません豊川の八木と申します。現実に聴衆者は減っていった訳ですから、第1回の取り決めにこだわらなくて現状をずっと状態を見ながら流動的にしていくことは大変親切なお役所のやり方だと私は思います。

これは県民全体の問題ですから、広く知らせるのは別に反対賛成は抜きにして広く知らせるのは県としての姿勢は当たり前だと思います。

(戸田リーダー)

はい。具体的に原田さんからどういうふうにするのが良いのかちょっと。

(原田委員)

ここに一言コメントで当日参加も可能ですというようなコメントを掲載させていただきますね。

(傍聴者)

私は良くないと思いますけど。席の数は決まってる訳でしょ。申し込みの数があって、大勢の臨時の団体が押し掛けてそういう場合を想定したら良くないと思うんですよね。

座席数で収まる人数で止めていただきたいんですけど。臨時の圧力団体みたいなのがドドッと来たらそれはどうなるんでしょうか。

(原田委員)

嬉しいですね、でも沢山来られたらね。

当日枠が色んなイベントでもあるように、それは運営側が上手にやりくりすべきなので本来。当日枠で何人、本来申し込まれた方の席は確保しつつ、当日枠で幾つか予備を作っておくことでどうでしょうか。

(戸田リーダー)

申し込みはしていただくとして、優先ですね。当日も申し込み無くてもお越しくささいということで、席が無い場合は当然そういうこともありますと。

そこは上手に原田委員考えていただいて。

(原田委員)

ご心配されているのは、申し込まれた方の席が無くなるという事なんですね。その申し込まれた方の席は申し込まれた以上確保すべきというのが運営側でやればいだけことで、皆さんが言われたお知らせのところには当日参加も、来れちゃったってことはありますもんね。そういう時も参加出来るようなそんな対応を一言で済むのでさせていただきます。

(井上委員)

それに対して事務局で心配されていることがあると思いますので。

資料については当日参加の方には配布出来ない可能性があるよということを書いていただかないと、沢山来られて用意してないじゃないかと言われても、それはちょっと物理的に無理なことがございまして。

(富永委員)

定員になり次第申し込みを締め切らせていただきますと。

定員はある訳ですよ。定員を超えた場合には連絡しますということにしておかないと。

(傍聴者)

いいですか。パソコン持っている人はいいですけどねえ、パソコン持っていない人がいっぱいおるんですよ。県の方はこういうところに載せればこれで広報が出来たと思ってみえると思うんですけど、例えば設楽町なんか45%もう65歳以上ですよ。パソコンは持っていません。だから私も行きたいんだけど申し込んでないからダメだよって話になるので、出来るだけ一般の人が参加出来るように、沢山の人が参加出来るような工夫をしないと駄目ですよという話をしているので。

決まりですから、こう決めたんですからって、そんなコンピューターに任せとれんです

よ、人間がやる以上は。こちらの目的を達成するように努力して欲しい。

(蔵治委員)

我々に言っていただきたい。

(傍聴者)

ああ、すみません。

(戸田リーダー)

これをやるとなかなか時間がかかるので、原田さんに提案を考えていただけますか。

(原田委員)

はい、検討してみます。

(戸田リーダー)

よろしくお願いします。

それでは小島先生がお見えになりましたが、一つですね、第4回の振り返りシートの取り扱いが少し課題になっていまして、それはどういう事かと言いますと、振り返りシートの中で、前回以前、第4回以前のものは一応、今回公開しないという形にしようということに今なったんですが原案としてはですね、そういうことが第4回の説明では為されていない。第5回以降の説明ではそれが説明されていけば理に適うけれども、それ以前第4回は的確な説明が無いということであればカットすべきではないのではないかというご意見が出ているということでもあります。

それについては小島先生と私が担当ということですので、どちらかの方針を決めたいと思いますが、急に言われても。今そういうことがありましたという事で、会議進行の間お考えください。

(小島委員)

もう一度。あっ、すみません。

(戸田リーダー)

振り返りシート資料の3の中で、第4回の中で振り返りシートでいろいろ出てきてますご意見が。

ところが記名されていないものはカットしています、現段階で。それ以外に記名されていても第4回以前の3回、2回あるいは運営チーム会議の内容についての意見については今カットする形でここに載せない形になっておりますけど、そういうアナウンスは無かつ

たのではないかということで、だから載せるべきではないかというご意見があるということです。

それに対してどうしていくかということが保留になっておりますので、あとで小島先生と担当ですから、それをお答えしたいと思います。

今すぐはちょっと時間もと思いますので、その間に第5回の県民セミナーのテーマを報告いただいて、(議題) 4、2、5という順番でいきたいと思います。じゃあ、第5回のセミナーについていかがでしょうか。これはご担当が井上先生と富永先生。

(富永委員)

もう既に何回も・・・日程と講師についてはこのとおりです。

他のサイドイベントについては、これは原田委員。託児所についても。

(戸田リーダー)

それではよろしいですかこれについては、各委員よろしいですか。

それでは2ですね。国の検討の場に関する対応についてということで、これは今日資料が用意されておりますので、それについて事務局からご説明をお願いします。資料2です。

(事務局)

事務局の加藤と申します。資料2の右肩に記載してございます資料になります。

こちらの方の資料ですね、国のダム検証、タイトルに検証にかかる検討の進め方についてというタイトルの付いているものでございますけれども、去る2月17日の日にですね、第5回の検討の場におきまして、建設さんの方から検証の進め方を構成員の方に説明を行った資料をそのまま使用させていただいております。

従いまして、書いてある内容が検討の場の構成員の方に説明する内容で記載がされていることをご了承ください。

それから、これまでのことということでございますけれども、第2回の検討の場におきましてこの表の真ん中あたりにキと、片仮名のキということで書いてございますけれども、複数の対策案が載ってございますけれども、その中の例としては洪水調節という形で載ってございますけれども、その対策案につきましてパブリックコメントが実施されたということでございます。

続きまして第3回の検討の場になります。これは下の方になりますけれども、真ん中にクというふうに書いてございますけれども、概略評価による対策案を抽出したということでございまして、第4回の検討の場ではその下のケに、片仮名のケに当たる部分になりますけれども、その対策案につきまして評価軸ごとの評価が行われたということでございます。

その後再びですねパブリックコメントが実施をされまして、2月17日の第5回の場では下のコに当たる部分でございますけれども目的別の総合評価が行われまして、検証の対

象ダムの総合的な評価、案が出されたという形になってございます。

現在は表の右側の方でございます、検証の進め方のポイントというふうに書いてある部分になりますけども、この③番、学識経験を有する者、関係住民、関係地方公共団体の長、関係利水者の意見を聞くという場面がございまして、このうちの関係住民の意見を聞くは、3月15日と17日に、学識経験を有する者の意見聴取につきましては3月20日の日にですね開かれたという状況になったところでございます。

今後でございますけれども、第5回の検討案のうえに説明ということになりますけれども、これらの意見等まとめた後です、関係地方公共団体の長あるいは関係利水者の意見を聴くという手続きが進むということでございまして、その後です、検討主体であります中部地方整備局で対応方針案の原案を作成しまして、整備局に設置している事業評価監視委員会の意見を聞いた後、その対応方針案を決定するという形で進んでいくというふうに聞いております。

また、国の動きとは別に、私ども公開講座の関係でございましてけれども、県の公開講座ではなく国の検証の動きの方をご説明させていただきましたけれども、この公開講座は元々です、ダムの是非というのは論じないということですので、知事の方針ということで国の検証とは別に、広く県民の皆さんの意見を聴くということで開催をさせていただいているものでございます。

先程、前の一つの議題でございましたけれどもチーム会議です。今度の5月18日に、今日は3月30日でありますけれども、来年度25年度になりますけれども、5月18日に第1回の講座を新城文化会館で行うということと、今週3月26日の日になりますけれども、愛知県議会が閉会ということでございまして、そこで県が計上しました25年度予算案が可決されたということでございますので、公開講座に対する25年度分が可能な形になったということでございます。以上でございます。

(戸田リーダー)

ありがとうございました。国の検証の状況、これからの県の状況、そしてそれが一点、それから公開講座の位置付けというのの確認ということになるかと思いますが、これに関して各委員からご意見ございますか、じゃあ小島顧問。

(小島政策顧問)

素案についての学識経験を有する者からの意見の聴取はいつでしたっけ。

(事務局)

3月20日の日にですね、豊橋市内で行われております。

(小島政策顧問)

関係住民の意見聴取は。

(事務局)

これは3月の15日と17日の2回に分けて行われたと聞いております。

(小島政策顧問)

素案によれば、学識経験を有する者っていうのはどういうメンバーなんですか。

(事務局)

先程の3月20日ということでございますか。事業主体が国交省ですから私どもがどうかという話ではございませんが、愛知大学の藤田先生が確か座長になられまして、あとは大学の先生で豊橋技科大の沓掛先生という方と……。

(傍聴者)

愛大。

(事務局)

愛大ですか、もう一人中村先生が豊橋技科大でしょうか。それから地元の水防団の方とかそういうような方が、神野さんという経済界の方が委員になっていると記憶しております。

(傍聴者)

町長、市長も。

(事務局)

すいません、それと豊橋市長さんと設楽町長さんも構成員になってございます。

(小島政策顧問)

はい、ありがとうございました。

そういうことですね、事実関係だけです。はい、どうもありがとうございました。

(戸田リーダー)

他に。よろしいですか。

今のご説明でこういう素案が出て、それで国の方はこの検証プログラムは各関係者の意見を聞くということに今なっているということなんですね。

本会議はそれとどの様な関係かと、これは独立でテーマ的に当然関連してくることは、これはあるということで公開講座の趣旨で継続していくということで確認されるということになります。よろしいでしょうか、各委員から。

はい、どうぞ。

(小島政策顧問)

県の方の説明もありましたし、それから、報告書素案の1の7のところにありますが、今後の手続きについて書いてありますが、学識経験の有する者の意見を聴取し、関係住民の意見を聴取する。で、これらを踏まえて次のステップですけれども、設楽ダム建設事業の検証に関わる検討報告書、今度は素案から原案の案というのが出来てくるんですね。

この素案によればですよ、だから今後どういうステップが起こるかということなんです。が、素案から次は原案の案というのが出来る。

で、その原案の案について地方公共団体の長、関係利水者からの意見聴取っていうのがあって、それからその原案の案が取れて原案が出来るというふうになるのですね。

まだ時間掛かると思うですけれども、その原案というのが出来るとこの事業評価監視委員会を開いて審議をするというふうにこの報告書素案には書いてあります。

ということで、まあ何か素案が出来たらいきなり事業の話が決まってしまうのではないかと、ということをご心配かもしれませんが、そういう手続きになっているので、こちらはこちらとして少し時間が掛かるといことすし、あとは素案そのものというよりも今後の議論ですね。

前回も、もう少し何というか、次の次の課題になっていくのかもしれませんが、いわゆる利水の話とか、正常な機能というような話というのは議論する前提事項なので、その前提事項について、いろいろ勉強していくことは必要だと思います。

報告書の素案というのをちょっと一読して、二読、三読はやっていないんですが、前も中部地方整備局の話を伺いましたが、その前提がもう決まっています、これだけの水が必要だという前提が決まっています、そのうえで、前提を達成する方法は色々考えておられる。ということなんです。ここまでの勉強会の中でですね、その前提ってどうやって計算したんだろうか、その前提の水量というのが本当に必要なんだろうかと、ということが分からない。

それが説明出来る人は県庁しか居ないのではないかと、中部地方整備局のお答えを見ても、そこはブラック、中部地方整備局では分からない。愛知県庁の方からいただいたものをそのまま使っているの、県の方からこの水量が必要だとおっしゃるからそうなんだと、それは本当なんだということは、方法論はチェックをしました。計算方法が正しいかどうかはチェックをしました。けど本当にそれが必要かどうかの判断は愛知県庁がしているから中部地方整備局はその判断はしません。けどそれを前提に二十何種類のもの方法を考えたというのがこの検討の場なんでね。

だから検討の場は、そういうことをさせたんだということがこの報告書を見ると良く分かりますけれど、その前提についてはもうお任せになっているので、問題はそのお任せの部分で本当にどうなんですか、どうやって計算したのですか、農業用水は本当にそうなんですか、あるいはその計算というのは今までの実測から見て過大なのか過小なのか、そういうことなんでしょうか。ということがここではこの勉強会の中では課題になっていたのので、この素案そのものをどうするかということでは無い。

この素案では取り扱われていないという意味でしょうが、そのベースになっている事柄について理解を深めていく、「本当だね」とか、「ここはそうだね」というような事だと思っています。

それで、もうお話しになっているかどうか分からないですけども。あっ、そうですね。

そういうことなので、時間的にまだ進めていく余裕があるということと、それから報告書素案に書かれていることと、抵触しない課題が残っているので、そのとこのぶつかった議論をしているのではなくて、その前提のことをまず理解をしよう。こういうことでこの勉強会のテーマが決定されていると理解しています。

(戸田リーダー)

ありがとうございました。今の小島顧問のご意見の中にもございました、国の検証と、本委員会、本運営チーム、あるいは公開講座の関係というのは、独立性を持ちながら検証の前提の条件であり、あるいは関係して触れていないところもありますから、そういうことをテーマの場で扱っていくと、そういう立場になると思いますが。

よろしいでしょうか。このことについて、ご確認から。一応、共通認識を得ておこうということです。

それでは議題に戻りましてですね、第5の第6回豊川流域の県民セミナーに向けてということで、これからの課題をどう扱うかということですけど、議題を進めたいと思いますが。これについては、井上委員と小島顧問がご担当ですのでどちらかから・・・はい。

(井上委員)

この5の議題のペーパーに出した、これを議論する前に、愛知県庁の方にはセミナーの講師となることを前提とした資料となっています。

それをまずお認めいただけるかどうかによって、資料5の中身、それからもちろん内容も変えなきゃいけないところもありますので、まずそちらの事を議論していただければと思います。

(戸田リーダー)

第6回は利水に関する事であるということで、利水に関する内容は県が算定しておられる事である、こういう事だろうと思いますが、そうすると、今の井上委員の第6回案とし

ては、県が講演者になるということの意味しておられると思いますが、本セミナーを行ううえで、初期の段階ですね、第1回、第2回の時だったと思いますが、その段階で、裁判の要素があるということで、被告、原告が講演者にならないという前提であったということですが、今回の場合についてはそのところを県が講演者といいますか、説明者にならないと利水ということの内容はなかなか困難ではないか。

そのところをどのような考え方をするのかという事についての、運営委員会の経緯であったと思います。

それについて、取り決めと、これがなっている訳ですけれども、どのように考えるかということをもまず決めたいというふうに思います。

(戸田リーダー)

各委員からどうでしょうか。はい、小島顧問。

(小島政策顧問)

以上のようなですね、取り決めを前提にですね、2つの案、これは県庁の事柄でありますので、2つの案で大村知事と相談をいたしました。説明しております。

で、1案は県庁の職員が説明をする事、2案は愛知県の水需給に関する事を熟知している学者、専門家、県庁の職員ではない人ですが、ご説明をいただくと。そういう2案を持って大村知事と相談をした、と。

結論は、適切に説明出来るのは県庁の職員しか居ないのではないかと、ということで、それはそれでやってもらったらいい。しかし、前提は被告・原告の、要するに、裁判の再現にならないというのが前提であって、そういう運営をちゃんとしてくれと、そういう場合はですね。という事で、どういう運営をするのかなという、ちょっとまだあるんですけども、とにかく中身について一番良く知っているのは、あるいは説明能力があり説明責任があるのは、それは県庁の職員でしょ、という。

ですから今までの取り決めなり考え方と、それからやっぱり一番説明ぶりの取り決めは愛知県庁の職員しかないんじゃないのということと、バランスをしっかりと取っていただければということですね。

どういう運営をするかというのはまだ考え中で、いらっしゃる方々の協力も得なきゃいけない、という風には考えています。そんな話をしました。この問題は、誰に説明しているかとか、中身をちゃんと説明していただかなきゃいけないのが重要な問題なので、そういう相談をいたしました。

(戸田リーダー)

他、どうでしょうか？難しい問題ですね。

取り決めとその決め方で、合意をもってやってきた訳です。ただ、それでは内容を

達成できない。こういうことになっている状況なのですが。

蔵治先生どうですか？

(蔵治委員)

今、小島顧問から、大村知事のご意向というのがあったんですけども、非常に難しいなという印象な訳ですね。

結局、現在の次はどうであり・・・というのは、どなたもあるという一致した見解なんだと思うのですが、将来どういう風に考えていくのかということになると、色んな価値観が入る問題もあり、異なった意見が存在していると思いますが、その中で県がこう考えているというのは、その大きな目で見れば、そのうちの一つのオプションということになると思うのですが、それだけを説明するというセミナーなのか、あるいは複数のオプションを考えられている方の意見を聞くというセミナーにするのかっていうことをまず決めなければいけないのですが、後者のやり方にすると、それは裁判の再現ではないかというような批判を浴びるというような声もありますけども。今までのセミナーのやり方としてはどちらかといえばこう、お二人の方に比較的ちょっと意見を異なっているよという雰囲気を進めていたと思うので、そのやり方を少し変えるのかどうかという事になるかと思いません。

それで、やはりその県の方の意見だけを聞くセミナーというのを一回やるのであれば、それとはちょっと違う考え方を持っているという人の意見を聞くセミナーというのもやっぱり別の会でもやらないと、なんかちょっとフェアではないという、多様な意見を聞くという形にならないのではないかなというふうに思います。

(戸田リーダー)

小島顧問いかがですか。

(小島政策顧問)

ちょっと皆様の意見を聞いてみたいと思っているのですが、いろんなやり方というのはあり得るんですよ。

このセミナーの振り返りシートとか何か色々見ていて、最初のご意見のちょっと遅れてきた部分のところの話になるのかもしれませんが、これは、設楽ダムのいろんな事柄について、テーマについて色んな側面から光を当てて、理解を深めるといいますか、学んでいくプロセスですが、その意見の中です、いわゆる講師の言っていることが「おまえ違うぞ」とかね、あるいは「けしからんぞ」とかね、というようなのがあったりするんですよ。あったりするんですけど、そういう場でなくて、その講師に対して、お前これ知っているか、あれ知ってるか、ということを追及する場ではないんですね、本来。

これは、聞いている人たちが設楽ダムについての「このことはそうだったのか」と。「こ

それはこういう考え方があるんだけれども、それは間違っているのだろうか」とか、自分たちが、いわゆる聞いている人たちが、設楽ダムについての意見を固めていく、あるいは考えを深めていく為の助けとして私たちがその講師の方々に、こういう観点からの話もありますよ、こういう観点からの話もありますよということなので、聞いている人たちのその意見形成について、もう一回賛成なり反対なりというような立場もあるかもしれないけれども、こういうこともありますよ、ああいうこともありますよ、というふうに、ああそうなのか、と。やっぱり自分が正しかったのかとか、間違っていたのかと、そういうことの為にやっていますね、その講師を攻撃する場ではないですね。

でも、なんかそういう雰囲気を持っておられる方も、思っておられる意見もあるんですね。

で、それがね、こう振り返りシートとかなんか見ている、そこははっきりそういう場ではありません。あるいはそのクイズ番組のようにですね、これを知っているかと聞くとかです、そういう場でもない、むしろ聞いている人たちが、こういうことで考えていたんだけれどもこれはどうなんだ、これは知らなかった、なるほどそうだったのか、という場であるという理解ですね。そうすると、まず利水の話も、まずはどういう体裁になっているのかという、その事を理解して、ああそういう体裁をしたんだ、何かここここはおかしいよね、とかいうのはまた別の話でね。

それが県のいう人と、いや違うんだという人の、優劣を決めるというのが裁判官の前でとにかくやって、で、誰かがジャッジするというのが裁判なんですけれども、それを相対でやっていく。議論を深めていく場合は相対でやった方が議論が深まるんですけども、とにかく趣旨がどっちが正しいか、あるいはお前が間違っていると、攻撃するという場ではないという、同じような事をしては違うんだ、ということがまず一つですね。

それから、いややっぱりそうじゃあかもしれないというなら、じゃあずらしてやってみるかとかですね、運営方法っていうのは実は色々あると思ってるんですが、どういうふうに運営したらいいのかなという事についてそれを固めていくうえで、まず実は、いろんな人の意見を聴きたいと思った。もちろん協力を得ないとですね、聞いている方々の協力を得ないといけないというのは、今のことなんですけども、もしそういう講師のですね、お前これ知っているかあれ知ってるかというようなクイズ番組にしようとかですね、それを講師等を批判する場だというようなことであれば、それはそういう場ではありませんよという運営をさせていただきたい、とかですね、振り返りシートなんか見るとちょっとある。そういうことをはっきりしないといけない、というふうに思ったりもするんです。だから色んなどういふ運営をするか聞いて、皆さん懸念事項としてそういうことをお聞きしたいなあという風に思っています。

(戸田リーダー)

なかなか難しいなあという感じも一つするんですが、前提としてこれを運営していく

大前提として、1、2回の議論のところで原告被告という、これは立てないというのが、やはりここで何回か議論した内容であるということですね。それを提供するのかというのが一つであると思います。

時節が変わったということで。それはつまり、このセミナー自体の構想が多分変わるということになるんだろうというふうに思いますが、そこまで戻る議論にするのか、或いはそういうことではなくて、別にこれを考えると。セミナーではなくて、別に考えるというようなことで考えるか。

というのは、一つは枠組みの議論としてどういうふうに理解するのかということが一つあると思います。で、あとは最大であるかないかということも、これまた意味がなかなか難しいと思うんですが、多分それは質疑の方法に関わってくるんだろうというふうに思いますので、質疑のやり方のことをどうするのかということと、2つの課題がこれはあるというふうに思います。

まあ、全体の論理性というのが、会議の論理性というのが一つはやはりありますので、そこをどういうふうに考えるかなあというのを、私も明快な回答を持っている訳ではないですが、各委員いかがでしょうか。はい、冨永先生お願いします。

(冨永委員)

この利水の件について、愛知県に話を聞いても、あまりそう新しいことは出てこないんじゃないかと。むしろ何というか、愛知県というか水利用の現状ですよ。

そういったことを本当に全体的に見てどれ位必要か、一般的な話としてね。

それから、農業用にはどれくらい必要かという話をしていただいた方がいいのかと。

特にここのこの必要量がこれだけ要る、というのを突き詰めていくと裁判になる。価値観の話というのは、将来どうなるか、予測が過大だとかいう話になるんじゃないか、と思うんです。で、愛知県に例えばしゃべっていただいたとしても、結局それ以上のことはでない。

ですから、本当に豊川の水利用がどういう状況なのかとちゃんと知ることの方が、今のところこの会議でやることなのかなと。

(戸田リーダー)

県は全体をやって、また各論のところを決めるというご意見が冨永先生からありました。どうでしょうか。割と根幹の話題になりますね。フロアからの意見も聞いてみますか。2、3ご意見をいただきたいと思いますが。はい、どうぞ。手を上げた順番でお願い出来ますか。じゃあ、1番、2番、3番で。

(傍聴者)

この会が始まる時、一番最初に話題になったことですよ。愛知県の方の意見は聞

くが、訴えている原告側の意見は前でしゃべらせないという、おかしいじゃないかという話から始まっていると思いますけれども。この素案の話がさつき県の方から出ましたんで、素案の元になっているのは一体何か。利水なんですよ。

利水の条件の中に水道用水が1秒間0.179トン要ると、農業用水が0.339トン要るということを愛知県の方に確認をして、それを基に国土交通省はそれに見合うような、ダムをもしやめるとしたら他の施設でということも言っている訳ですから、一番肝心要のところなんです。

で、0.179とか0.339ですね。この0.339については、書類を見るとこれは農水省が決めたんですが、愛知県は知らないって書いてあります。0.179については愛知県が算定をしたと書いてあります。これ、何故0.179トン水道水としているのかという、どういうふうな基準で算定されたか私は聞きたいです。

実際には、豊川総合用水ができて、もう既に5トンの水量が増えているんです。もうカバーしちゃっているんです。あえてこの0.179を未だに言われるのは、どういう意図か。これ一番鍵です。ここがダメだったら、設楽ダムを造る事が出来なくなっちゃうんで、そこのところだけは、0.179をどうやって愛知県が算定したのかっていうことは、しっかりとですね、聞きたいですね。これ鍵です。私たちの反対意見は仮に言えなくても、そこの所だけは明確にさせていただきたいなと思っています。で、愛知県の方が言われる事に対して、私たちは何ら抵抗はしません。もう一つ参考までに、裁判、裁判言われますが、裁判の判決は4月24日に出来ます、4月24日。この会議が行われるのが5月18日です。判決の後になります。

(戸田リーダー)

7月、7月です。

(傍聴者)

7月ですか。ということですので、もう判決が一応、高裁の判決が下りた後ということになりますので。高裁がどういう判断するか知りませんよ。私どもが負ければ最高裁に訴えることになりますけども。あまりそういうこと考えずに、裁判に影響するとかしないとか関係なく、本当に0.179が正しいのかと。

国は県が言った0.179を使ってものをしゃべっている訳ですので、そこのところはどういう計算で出したのか、しっか説明してもらう必要がある。治水についても同じですけど、治水の、この前、流域委員会の人たちがお話された中で「この計算式違うじゃないか」と。「7,100トンなんていう数字はでたらめな数字だ」という話がでました。だからその元になっているところは、一回きちっと議論したいなと思います。是非、県の方には出てきて話をさせていただきたいと思います。

(戸田リーダー)

はい、どうぞ。次の方。

(傍聴者)

2つお願いします。

(戸田リーダー)

名前をお願いします。

(傍聴者)

浦川と申します。新聞でこのセミナーの委員会以外に、何か東三河の地域を考える委員会というか、その、行政の調査みたいな、何というかなあ、委員会があるみたいなんですけど、そのこれとの政治的な位置付けというか、関係というか、類似性というか、その、何かこう、大きな政治の流れがちょっと変わってきたというか、乱流になってきたような感じがするんですけど。そういうことと、あと、場所は、この第5回は、豊橋にさせていただきたいと思えますけど。違うんですか？

(戸田リーダー)

新城になります。

(井上委員)

第6回ですね。第6回はまだ決まってません。

(傍聴者)

5回、いやいや、6回6回6回。じゃあそれでいいです。

(戸田リーダー)

じゃあもうひと方。

(傍聴者)

あの、豊橋の市野と申します。先程皆さんからちょっと話があったんですが、少し修正というか訂正させていただきたいと思えます。

水道用水について、愛知県が計算してるというふうに言われましたが、正確には、検証に関する検討の場は、国がやっている。あそこに愛知県からの回答が出されているんですが、そこに書かれていることは、愛知県は需要想定はやりました。供給、需給の計算、供給計画の方については、国がやっております。これは、国土審議会水資源分科会

豊川部会で審議して、フルプランとして決定されていると。愛知県はそのフルプランが計画だと考えておるといふ回答をされて、それで検討の場では進んできていると。そのところを正確にご認識いただきたいと思います。

ですから、やるべきことは、フルプランに書かれている東三河の用水の愛知県がやった需要想定に基づいて供給計画が計算されているんですが、それについてきちっと検証しなければいけない、こういうふうに思います。愛知県だけに聞いたんでは落ちがあるというふうに思います、以上です。

(小島政策顧問)

ありがとうございます。今、市野さんがおっしゃった、その通りでしてね。需要の計画は愛知県で、で、それを前提にして、どんな方法があるのかっていうことを検討したのが国ということが、その通りなんで、ちょっと私が言ったのは、別になっている水が要るんだよと。水が要るっていうことがなければ、それをどうやって供給するかという議論が始まらないので、それを検討の場では前提としてどんな方法があるかっていうことと、案を公開したっていうのが、一度お聞きした僕の理解だったので、で、前、水資源のサイドから、国のサイドから聞いた時も、一番最初の水が要るんだっていうところがブラックボックス。それぞれの答えとしては、みんな県にお任せという格好になっていたんで、ここではその部分が上手くないですよえと、そうすると進まないですよえっていう、それが課題であったということなんですよえ。それはその、「要るんだ、水が必要だ」ということは、今よく言われることですけど、単にその机の上のデータではなくて、おっしゃるように実際にどれだけ使っているのかとかですね、計算した数値が実際の水使用と乖離していないかだとか、或いは水使用っていうのは、いったい何月だとか、何日だとかですね、何時にピークが来るんだとか、そういう実態の色んなデータを見ながら初めて計算したものが、単なる計算じゃなくて、実態を反映したものなのかということですね。或いは僕らは、政策というのと節水だということを考える訳ですけど、何か供給される側からすると、節水は政策じゃないからダメという、みんな切り捨てられてるんですけども、そんな難しいからダメと言うんですけども、そんな不確かなものに一生懸命県が金を使ったり、市が金使ったりするっていうのもまたおかしな話なんで、政策としてやっている以上は、やってるサイドからすれば、そういうものではないはずなんですよえ。そんな不確かなものではダメっていうか、税金の無駄遣いになっちゃうんで、逆に言えば節水がですね。ということなんで、そのやってきた政策の効果とかですね、そういうものを、本当の実態というのは、どうやって、誰が、どうやって説明出来るのか。県はいろいろルールをやってるが、実際のところは市町村かもしれないし、或いは水道事業者なのかもしれないし、ということで、この人達が見るのに適切であるということであれば、その人達の話聞いた方がいいかもしれない。だから計画を作っているサイドと、実際に水の運営をしている人達とかですね、そういうの

を聞いてみるともっとはつきりするのかもしれないなあというふうには思うんですね。

(戸田リーダー)

ありがとうございました。じゃあもう一人。

(傍聴者)

設楽町から参りました平松憲子と申します。実は今、小島先生が言った実態というのはですね、ダムを造るところが田口の町です。しかも、田口の町から国道を下りてきますと、海老までかなり急峻な道があります。ですから、私達が大体海拔を聞いても300m位の違いがあるんです。そのダムを造るところから、そうしますと、豊川っていうのは、非常に大きなゆったりした川ですが、私たちのいう寒狭川といますが、寒狭川というのは非常に急峻な川で、大雨が降っても大体一日経てば、もう水は綺麗に澄んでしまいます。それは実際に見ていただかないと。「あれ、もう水綺麗になった」というのが私達の実感です。泥水が出るのはほんとに1日あれば直ぐ無くなってしまいます。

そんなところで、途中の寒狭川の途中にダムを造ってしまうと泥がかなり落ちてくると思うんですね。でも、それに対して、大丈夫だという県の姿勢、県の報告、こういうものを伺っていますと、本当にこの状態で私達は毎日見えていますから、この状態で正常な流水のあれが出来るのかなあと、非常に不審に思っているのが今の私の気持ちです。

お話を今日伺いにきたのは、やはり私も皆さんがどのような話をされているのか、私が地元に住居していることは分かって下さるのかしらという思いで今日は出て参りました、以上でございます。

(戸田リーダー)

ありがとうございました。そろそろ結論を出さなくてはならないですが、やはり県に説明していただくということは、全体としては必要なんだろうというふうに思います。

で、その中で質疑の問題がありますから、質疑のところについてはかなり制限が掛かってもこれはご理解をいただく。

いわゆる通常の講師という形ではなくて、説明者というような形であるのであれば、それはあるのかなあという気がします。

それ以外の方も当然富永先生のお話があったように、実際のところの方々も入っていただかないと、これは県の説明会に対する質疑ということになりますから、そここのところはやや広がりが必要ではないかなあという感じが私はいたしました。そのような形でご理解を得られるのであれば、次の多分、井上先生と小島先生、そここのところが条件が出ないと次の枠組みが組み切れないということだと思いますので、一定のそういう広がりを持つことが出来ればというふうには思いますが・・・。

(傍聴者)

違う考えでいいですので、ぜひ、短い時間でもいいですので、発表の場に出していただきたい。

(戸田リーダー)

ということは今、ご賛同ということですか。

(傍聴者)

はい。

(戸田リーダー)

いかがでしょうか。はい。

(小島政策顧問)

ちょっといいですか。設楽ダム建設協議の実施、参加継続の意思確認に対する愛知県の回答というこの素案のものを見ているとですね、おっしゃるように水道用水0.179、灌漑が0.339と、こう書いてあって灌漑が良く分からないんですよ、実は。

今の話だと農水省がやった。一応愛知県の回答の中には、開発量としてその灌漑が0.339とこう書いてあるので、愛知県に説明能力と説明責任があるであろうと思っていたんですけども、今おっしゃっているこれって農水省の筆算をそのまま持ってきているってことなんですよ。

じゃあ確認なんですが、愛知県の回答ですか。

愛知県の回答として、水道用水は必要な開発量は0.179、灌漑は0.339 m³/sで、っていうのが回答なんだって書いてあるんですけども、水道用水は愛知県の方で計算をしたと説明をもってやっている訳ですけども、工業用水は水道用水ですからそれはそうでしょう。灌漑用水はそういう計算をしたんだと思っているんですけども、愛知県が責任をもって計算した。だから、愛知県が説明出来る項目なんです。

(小島政策顧問)

あ、すみません。誰に説明をお願いするのかっていう……。

(戸田リーダー)

範囲として、各論になるといくつか出てくると思いますので、次の講師説明者の範囲としては、県にそのような形で、従来の講師とは違いますけれども、説明者という形で入っていただくようなことであれば、一つのやり方だなと思います。

(小島政策顧問)

井上さんの案の講師1、講師2というのは、上水道いわゆる水道の用水と農業用水は違う人が説明するということなのですね。

(井上委員)

セミナー第6回としてやるということなのですか。今のリーダーの話というのは。それともセミナーとは別の・・・。

(戸田リーダー)

私の今の案ではセミナーの中で。ただし、通常の講師というのは質問を受けます。それに答えるということですが、それにはかなり言葉遣いが難しいですが制限が掛かるでしょということですね。制限というのはそれは運営者、運営主体がそのところはコントロールしていかななくてははいけない。

(井上委員)

まあそういうことか、全く別にやるかということだと思いますが・・・。

(小島政策顧問)

国の最後の判決は何月何日ですか。

(傍聴者)

4月24日。

(小島政策顧問)

高裁の判決ですか。

(傍聴者)

はい。

(小島政策顧問)

分かりました。最高裁に上げるのは法律問題とかでかなり上告理由が限定されますので、まあどういふふうになるか分かりませんが、これで終わりになる可能性もある。

そうすると原告・被告問題はとりあえずは無い。そういう状態にはなるんですが、そこら辺の裁判の終わる事情というのを見極めた方がいいかもしれないですね。運営者として。

まあ色々な要素があるので、ただどういうふうにやっていくかっていうのは、色々考えないといけないですけども、基本的に今までの講師もそうなんですけども、講師の言っている事を決めていくというのではなくて、自分達の考えを作っていく、あるいは理解をしていくパネルという運営を心掛けたいし、そういう意見が出たりあるいはその振り返りシートもそうなんでしょうけども、それに対してどう答えていくかについてもそういう方針でやっていきたいと思っているんですね。何か非常にお願いをした講師で、そんなに来ていただくのに50万も60万も出して講師を頼んでいる訳ではないですね。そういう人に対するあなたはこういうものを知っているのか知らないのかお答えくださいというそういう会ではないと強く思うんですね。

だから、仕分けなんかも答えていただくとか、書くのはいいんですけども、これを講師に絶対答えてくださいとかそういうのではない。それを含めてやるのであれば100万円ぐらい出してお願いしないと。それから、後全部それもオブリゲーションですよっていうそういうことなんじゃないかって気がしますね。講師としてのオブリゲーションとしていわゆる役所が出すお願いでそこまでお願いするのはどうかと。コマーシャルベースで60万、100万出してですね、そこまでがオブリゲーションですよという契約を交わすなら別ですけども。そうではないと思っているので、ちょっといろいろご協力いただかないと、講師の方もまた来ていただくというのも、そういういろんな条件とありますかね、こういうことでお願いをしたい。

あまり大きなオブリゲーションでお願いをするということになると、拘束時間も重なってきますから、それは一体、普通の報酬でいくというくらいに解するのか。そういうことになってしまうという思いはしている、以上です。

(戸田リーダー)

えーと、結論として・・・。

(事務局)

先ほど小島委員からご質問のあったことなんですけど、22年11月9日に要請があって、11月15日に治水参画の回答ということで、そこに先生お持ちだろうと思うんですけど、そこに書いてますとおり本県の受給計画というのはフルプラン、要するに水資源開発基本計画、閣議決定される前にどういうことがあったかと申しますと、愛知県は水道用水の需要想定はやっております。その需要想定を基に水道でいくら、供給でいくら供給計画まで決めているのは国の方でやっているんですけども、農水の0.339につきましては、県とやり取りはあったかと思えますけど、基本的には農林水産省が算定して、そこから数字が昔の国土庁に出ていってる状況になっている。0.339についてここで誰が講師が望ましいか今ちょっとお答え出来ませんが、本来的には農水省から出しているという形にはなっております。

(戸田リーダー)

はい。まあ大体いろんな意見が出てきました。はい、一人。

(傍聴者)

はい。豊川用水の利水の実態、需要供給がどうなっているか。実態についてはここを管理している豊川用水総合事業部水資源機構の方から、講師をどなたか交渉調整していただくのが一番いいんじゃないかというふうに思いますけれども。実態はどうなっているか、どういう状況だと。豊川総合用水事業が2002年の3月に完成しまして、それ以前とそれ以降、大きく状況が変わってますので、そのこのところを中心に伺ってみれば納得がいくんじゃないかと思えますけど。

(戸田リーダー)

はい、ありがとうございます。井上先生この案自体が説明されていけませんのでそれを踏まえてですね、要旨をお伝えいただくということで。

(井上委員)

これを担当して小島顧問とも少しは相談して主としては私が作ったんですが、本来考えていたのは案の下に、今回お示ししていませんが案の3というのがあります。

それは先ほどの資料1の前の議論にありますように流水の正常化を大切に扱うということで、それはどうしてかという、河川法が改正されて利水治水に対して生態系の保全、生態系の維持そういったものが入ってきたと。そういったものが入ってきたときに治水は水を使わないです、水を使うのは利水と環境が使う。それが流水の正常化に来てるんだろうと私の理解で、生態系を維持するにはどの位水が必要だろうと、利水にどれだけ水が必要だろうと、豊川の水はどれだけ流れているんだろうと、それが全部間に合わないとなれば、どうやって折り合いを付けていこうかと、ということを考えるためにも、それぞれどの位の水が必要かということを出してもらいたい。

ただそうなる一般的な話になります。豊川を例として話をさせていただける方はたぶん居ないと思います。

先ほども言われたように、もしそれであれば、豊川のことについて、資料を全部読み込んでいただいて1年以上見ていただいてご意見をいただくしかない。そういうことをお願いするのはまず物理的に無理だと思います。素案が出来たということなので、どういうふうに水利用が豊川流域にされているかを考える。

前回の資料にありますように「農業と水」というのが最初与えられた、考えようというテーマとして挙げられていたので、「農業と水」ということであれば、一般的などこの流域でも、水田があれば畑があって、ビニールハウス等施設園芸というものがあって、農業のことはあまり知らないですが、単純に農地面積×いくらで農業用水に必要な利用

量が出てくる訳ではなく、いろんな水利用があります。

それからその時期ですね。それも水田であれば間違いなく田植え時期になるであろうと思うんですが、色んな時期に水の利用がなされていて、それぞれのMAXを足したらMAXになる訳でもないし、その時期にそれが複雑に絡み合っているとその流域のMAXが変わってくる。農業にどれくらい利用されるかの一般的な水の必要量を解説していただいて、それと対になって豊川水系にどれ位水が利用されているか聞こうと。

これで農業にどれくらい水が必要で、豊川流域にどれだけ水が使われていて、どういふふうに必要なかを理解するセミナーを開催しようという案の2です。

案1はそれではなくてもう少し利水だけに特化して利水でいくと。上水道・工業用水での水利用と農業での水利用があります。それぞれ水利用の先ほどから出てますが、0.179、0.339という数字があるんですが、こういった数字がどうやって計算されて出て来てるのかということを説明していただく。

先ほどの議論を聞いていて、そこまで正しいかどうかの議論はしないと。正しいかどうかになるとそれはそれぞれの立場の判断があるので、そうではなくてどうしてこの数字が出てきたかということの説明、それすら我々普通これで参加をしていただくという一般の県民の方市民の方の理解が出来ていないというか、私自身もなかなかどうしてこの数字が出たかというのは理解出来ないところがありますので、こういう数字がどうやって積み上げてってこういう数字になっているのかということの説明していただくと。それを理解すると。そこまでのセミナーになるかなということ案1が出来ました。

(戸田リーダー)

どうでしょうか。これについて一つは案1と案2がありますが、その捉え方ですね。捉え方でどちらでいった方がいいのかということが一つと、それから講師としては県も含めていろいろ他の方もありますが、ただし県の場合は位置付けが少し変わるでしょう。しかしそれは裁判の進展というのがありますから、そのところの条件でまた変わるかもしれませんというようなことで、複雑な結論ですけれども、そのようなことに講師人員としてはなろうかというふうに思います。講師としてどなたにお願いする範囲ですね。まだこれどなたというのがはっきり出てませんので範囲としてはそういうことであろうということと、それからもう1点のテーマ性としては、どちらでいった方がいいんでしょうか。これは担当委員からの投げ掛けであるというふうに考えてよろしいですか、各委員の方からいかがですか。はい。

(蔵治委員)

まずですね、今、井上先生がおっしゃった流水の正常な機能という話と、案3これは載っていないんですけども、その話で私は違和感を感じてますけども、確かに水を資源

としてどう分配するかという話でしたら、これは類似性があると思いますけども、一方で誰がその費用を負担するのかということになると、こうかなり違うのではないのかなと思いますかですね、流水の正常化に係る流量の確保に係る費用というのは基本的には治水の枠組みで受益者負担無しで税金が支払われるというのが原則だと思う訳ですね。

利水の場合は今度は利水者に負担が生じるというのが原則だと思うんで、そこはかなり違うというか、逆に流水の正常化ということは税、お金の問題からは治水と一体化している部分というのがあるということです。

ですので、水資源に注目するか、お金の注目するかでこの流水の正常化というのはどちらにでも分類できるということなので、やはりちょっと独立して扱った方が私はいいいいという意見を持っているんですね。だから案3というのが無くなったというのはそれは賛成です。

案の1と2は両方とも学ばなきゃいけないことなので、出来れば両方やった方がいいことなんではないかと思いますが、今の議論の流れでいくと多分案の1を先にやるべきなんだろうと。その時に私が申し上げた受益者負担という観点で、ここに書いてないんですけども、上水道あるいは農業用水における受益者という人達は、どのような負担があるということが想定されているのか、あるいは既に負担してきているのか、これから負担することになるのかということも解説いただいた方がいいような気がするんですが、意見としてはそれだけです。

(小島政策顧問)

両方ともすごく必要なことなんですけど、上水道工業用水、いわゆる水道事業と農業での水利用、案の2のテーマは農業と水ですよ。これは計算方法も違うし誰が計算しているかも違う。むしろ農業における水の必要量、どういうふうに使っているのか、これ劇的な水利権もあったりしてですね、受益者負担原則がグレーな状態に置かれる部分でもあってですね、実態がよくわからない、まあ分かっている人が居るだろうと思うんですけども、一体誰が説明できるのでしょうか。

例えば案の2でいくと、もの凄くこれ必要なことだし、きっとあんまり説明されてないことなんですよ。だけど水の分としてはすごく多いですね。水道用水より多い。これまでの議論の中に実は10%掛かるんだと言うんだけど、それは払わないんだよっていう話もあったりしてですね、一体どうなっているんだろうと。

農業用水と農業と水ということですけど、ここは説明者あるいは実態とは違う人達にお願いをしないと分からない一つの大きなテーマかなと思います。そうすると何か2回に分けてやるということになるかもしれないですけども、あるいは1回で両方できるのは案の1かもしれませんが、それと流水の話はまた違う話としてあるんですけど、あんまり何回も分けてやれないってことだと、事柄として異なるものですね。いわゆる実態的なお金の計算をしながら、誰が使っているんだとかいくら払っているんだとかが分

かる、いわゆる水道の話と、それから歴史的な経緯もあってお金の関係もグレーな部分もあり、計算もそんな緻密かどうかよく分からないですがという。

しかし農業の話と、それから元々税金でやるよと言っている流水の正常な機能ってやつですね。これも実はちょっと飛んじゃうんですけども、報告書の中に入っているデータは非常に面白いですが、例えば365日の内の200日位は、それが切れているとか維持されていないとかですね、そんなデータがあったりして、昔はですよ。「一体何なの？」と。そういう川というのは、1年の内ほとんどが正常でない川って一体何でそんなことになってるんだろうとかですね、根本的な疑問も出たりして、これはこれで違うテーマですよ。昭和時代は半分以上は正常じゃない川になってたというそういうことになるんですか、データでいうとですね。それって何なんだろうって素朴に疑問を持つんです。その数字の設定が間違っているとかですね、あるいは元々半分以上が違うというのが正常な川だったのかとかですね、あるいは正常な川で無くなっちゃったようにしちゃったのは一体いつなのかとかですね、これはこれで違う問題がある。

そういうことが正確な事なら3つの問題を何回でやるか。説明者も違うし、で、おっしゃるようになりますね、まず理解しないといけないということから始めるってのもいいと思います。まあちょっと運営のね、今さっきやった違う観点もってやつは、どういうふうに入れてくのかもこれ懸案ですけども、あの事柄として3つの事は、たぶんそれぞれ違うと思いますので、これを効率的にやっていくにはどうしたらいいかなど。アの1で、アの1っていうか2っていうか、アの2でいくと、もう1回、上水、工業用水ってやることになるんですよ？ですよ。そうですね、はい。

(戸田リーダー)

はい。じゃあフロアーからご意見ありますでしょうか。はい。どうぞ。はい、こちらの方から。

(傍聴者)

委員の方も言ったのですがこのセミナーは、豊川流域という言葉を使っていますので、テーマとしては案1の方がいいと思います。水は農業だけに使われる訳ではないので、豊川の水がより広範囲なので案1の方がいいと思います。

豊川用水は佐久間ダムからと聞いているが、宇連ダムから引くんですか。設楽ダムを造って上の方から導水、パイプで引くわけですか。

(戸田リーダー)

わかりました。初回の方で扱ってましたのでそれ位で。もうひとつ方。

(傍聴者)

今あなたが言われたような基本的な事まで取り上げていかなきゃいかんかなあと思うわけですが。もう一個ですね、漠然とした一般論で終わらせて欲しくないなと思います。設楽ダム連続公開講座ですので、設楽ダムから離れてしまい「一般的に農業用水はこう使われてますよ」とか「工業用水はこう使われてます」という話をしても意味は無いと思いますので。設楽ダム連続講座に相応しい取り扱いをして頂きたいと思います。

工業用水は現在設楽ダムと関係ございませんので、工業用水はこんな風にジャブジャブに余っていると言う話をするなら別ですが、これを設楽ダムとくっ付けなくて欲しいなと思います。以上です。

(戸田リーダー)

はい。そうしますと1時には終わりたいと思いますので、何回も繰り返しになりますが、誰が講師になるか枠組みの問題では県を含むであろう。その場合は、対応ということについては、留意するという点については、それは時間の問題の中で変わってくる可能性もある、ということが1点です。

それからもう一点テーマとしては、水の需用の問題と流水の正常化とは性質が異なるのであろうということで、それは分けて利用されるべきであらうというのが、テーマに関する1点です。

そして、そうなりますと、1と2にありますように総括的に水全体を扱うのか、農水に絞って扱うのかという議論になりますが、ご意見の中では、「全体的な所から話をさせていただく方が分かりやすいんじゃないか」というこの講座の全般の趣旨からするとそのようなことではないかというふうな感じがいたしますが。

そこまで小島先生、今日決めておく必要がありますか。

(小島政策顧問)

講師のことについては、案の1と案の2は範囲が違うので・・・

(井上委員)

案の1ならこれからで、案2についてもまだ講師の先生に全く連絡を取っていない段階ですので、どちらにしても、ここで議論しないと講師の先生にお願いできないので。案1でいくなら次回の開催までに・・・。

(小島政策顧問)

同じ意見です。

(戸田リーダー)

各委員よろしいですか。その他の意見をいただいたので大体そのようなことでよろしいですか。

今回は4月15日で時間はあまり無いですが、皆さんの合意が得られればそのように各委員にご検討いただくというふうにしたいと思います。よろしいですか。

(井上委員)

立場に影響するのかわかりませんが、影響するのであれば、24日の判決に関係と聞いてますので、それ以降の方が本来は・・・それとも関係なしとしてやるかですが・・・。

(小島政策顧問)

余り関係ないような気がします。

(戸田リーダー)

また5月18日がありますので。よろしいでしょうか。後、残っていました振り返りシートの取扱いについて小島先生、これはどういうふうにどうしましょうか。

(小島政策顧問)

ちょっとすいません。正確に理解していないんですけど。

(戸田リーダー)

それでは持ち越ししさせていただいた方がよろしいでしょうか。

(小島政策顧問)

ちょっと違うかも知れませんが、第4回セミナーの振り返りシートをずっと見ていて、私の頼んだ伊藤さんは凄く忙しく、彼の個人的な事情があって忙しくてまだ書けていない。

私がお願いした、今までずっとそうですが、もう一度このセミナーの趣旨は、講師の方々の言っていることを批判する場ではないです。

聞いている人たちが、県民の理解を高め、助けになるために講師の方々に依頼する事が趣旨だと思うんですね。

講師の方々に対する個人攻撃的な意見もあって、それを載せるべきか載せないべきか前から議論があるわけですが、公開という格好からすると全部載せてもいいことになる。このセミナーの趣旨を明らかにした上で、振り返りシートにこういう意見があったと県民に見せて、「そういうことではいけないね」と見た人が思っただけ。こういうやり方は他にもあるわけですが、みんなで作っていく運営、良い例悪い例、慣れているからそうなるかもしれないですね。後々振り返って「大人気ない対応はいけないんだ」という反省材料になるよ

うに公開するのも手かとは思いますが。

(戸田リーダー)

2週間後ですのでこの場で議論出来ませんので、後で必ず公開はしませんので。

他の委員から今日の議題についてご意見ございますか。よろしいでしょうか。今日は第11回、先回の運営チーム会議の確認、2番目に国の検証に関すること及びその対応について、本セミナーの位置づけ、第4回これは5月18日、これは告知のレベルです。第6回今日一番議論の大きかった第6回の講演者の範囲、それから今後のテーマ設定ということで議論をさせていただきました。

次回は4月15日になります。次回のテーマは、今回の持ち越しのテーマが何点かあります。そして主として第6回の内容になります。そこまでで今日の議題を全て終えたいと思います。よろしいでしょうか。

(傍聴者)

第5回の流域セミナーの時に、前回お願いしましたがサイドイベントとして現地視察を入れたいと思ってるところで、現在計画中ですが最終的な計画が出来ておりません。これから検討しますが、2時間位バス1台で現地を見に行く計画です。出来ましたら入れていただきたいと思います。

(戸田リーダー)

それについては原田さんの方でご担当ということで。

(原田委員)

5月18日ですよ。

(傍聴者)

豊川用水の水をどこから取っているかわかりますよ。

(原田委員)

セッティングしていただけますか。

(傍聴者)

急いでやりますので。間に合わなければ結構です。

(事務局)

4月15日ということで時間がありませんので、第4回のセミナーのまとめの件と資料

5の第6回の講座が議題ということで。

(戸田リーダー)

それはまた考えます。

(事務局)

15日は午前ということになっているので、それと場所はここになります。12時半には次の会議が始まりますので、12時少し過ぎには終了していただきたいですね。開始時間は10時でよろしいですか。

それでは次回は4月15日の月曜日の10時からこの大会議室で、ご連絡を差し上げます。

(戸田土地水資源課長)

それでは長時間に渡りご苦勞様でした。これをもちまして本日の第12回「設楽ダム連続公開講座」運営チーム会議を終了します。ありがとうございました。